

◆ 義務教育の無償

義務教育の無償の意義、内容については、どのようなになっているのか。

1 憲法における義務教育無償の原則とその意義

憲法は、第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定め、また「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と規定しており、国民が教育を受ける権利を持つとともに、保護する子女に教育を施す義務を持つこと、義務教育については無償とすることを明らかにしています。

この義務教育無償の原則は、国民に子女の就学を義務づけていることに見合うものとして、国民が国公立の学校で受けることができる義務教育の無償を保障するための具体的権利であるとされています。

2 義務教育の無償の内容

憲法第26条における義務教育の無償の内容について、最高裁判決（昭和39年2月26日）では、これを国が子女の保護者がその子女に義務教育を受けさせるのに対してその対価を徴収しないことを定めたものであり、義務教育の無償とは授業料不徴収の意味であるとしています。

この憲法の規定を受けて、教育基本法では、第4条において「国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う」とし、また「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」と規定し、義務教育の期間及びその間における授業料不徴収について明記し、国公立の学校における義務教育無償制を制度的に保障しています。

第3節 学校の設置

◆ 学校の設置手続・開設期日

公立小・中学校の設置にはどのような手続が必要か。また、その開設期日を学年の途中の日とすることができるか。

市町村は、その区域内にある学齢児童・生徒を就学させるに必要な小・中学校の設置を義務づけられている（学校教育法第29条、第40条）が、市町村が小・中学校を設置するに当たっては、次の要件を満たさねばならない。

第1に、学校としてその目的を果たすには、校地、校舎等の物的施設及び教員、事務職員等の人的な要素を備えなければならないのは当然であり、学校教育法施行規則第1条も「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」旨定めているところである。そして設置にあつての最低基準として、小学校設置基準及び中学校設置基準が定められており、一学級の児童生徒数、学級の編制、校舎・運動場の面積や備えるべき施設等について定められている。

第2に、学校の設置に関する届け出の手続を行うことが必要である。学校の設置は、原則として監督庁の認可を要するが、設置義務者が設置する学校については認可を要しない。したがって、市町村は公立小・中学校の設置義務を負っているのであるから認可を要せず、自らの責任において行うこととなる。この場合、市町村の教育委員会は都道府県教育委員会へ届け出ることとされている（学校教育法施行令第25条）。この設置の届け

第2節 学校施設の開放

㊦ 学校施設の住民への開放

生涯学習社会の実現に向け学校施設の地域住民への積極的開放が必要と考えるが、教職員の中には消極的なものも少なくない。学校開放についてどのように考えればよいか。またその際の留意点は何か。

1 生涯学習社会の実現と学校開放の基本

近年、各地域において「町づくり」や「コミュニティづくり」が盛んに提唱されている。これは、経済発展による物質的生活の豊かさ（消費的な面における豊かさが一応達成されつつあるなかで、精神的、文化的な豊かさ、言いかえるなら、生きがい感や安心感、安定感のある多様な個性的な生活を求める国民の意識を反映したものと言えよう。国民各層の間に、職業や生活に必要な知識はもとより、教養や趣味のための学習活動、心身の健康等のためのスポーツ、芸術の鑑賞や創作活動など多様な活動に対する欲求が増大しており、このような活動を日常生活の一環として行える地域社会の環境の整備が求められている。今まさに、教育改革において生涯学習社会の実現を目指しているゆえんでもある。

このような国民の期待に応え、体育的・文化的な施設・設備や人材を備え、しかも全国各地にまんべんなく存在する公の施設である学校が、その機能を広く地域社会に開放し、地域の文化・スポーツ活動の拠点として、言いかえるなら地域住民の生涯学習の場として活用されることが、学校開放の基本といえよう。

◆ 教育用設備費の国庫補助の種類

学校教育で使用する教材、設備に要する経費に対して、どのような国庫補助がなされているか。

児童・生徒に対して効果的な教育を行うためには、たとえば、社会科にしても、教科書だけではなく、各種の地図や地球儀あるいは歴史年表が必要になるなど、学校では各種の教材や実験実習のための機械器具を用意しなくてはならない。

- 1 各学校に必要な教育用設備を備えるのは設置者たる各地方公共団体の義務であるが、各地方公共団体の財政力の差異によつて、学校に備えられる教育用設備に不均衡が生ずることを防ぎ、全国的に同一条件で教育が行われるように、教育用設備に要する経費に対しては、各種の国庫補助がなされている。また、地方交付税を算定する際の基準財政需要額の中にも組み込まれている。
- 2 具体的には学校教育施設整備費等補助金により、理科教育等設備整備費、定時制高等学校等設備整備費等、高等学校産業教育設備整備費、特殊教育設備整備費等について補助が行われている。補助対象事業内容は次のとおりである。

(1) 理科教育設備整備費補助

理科教育振興法に基づき、地方公共団体又は学校法人（以下「補助事業者」）が理科、算数及び数学に関する教育を実施するための設備の整備に対する補助。

(2) 定時制高等学校等設備整備費等

勤労青少年教育の重要性にかんがみ、補助事業者が高等学校の定時制及び通信制の課程の教育条件の整備充実及び在学する生徒の修学条